

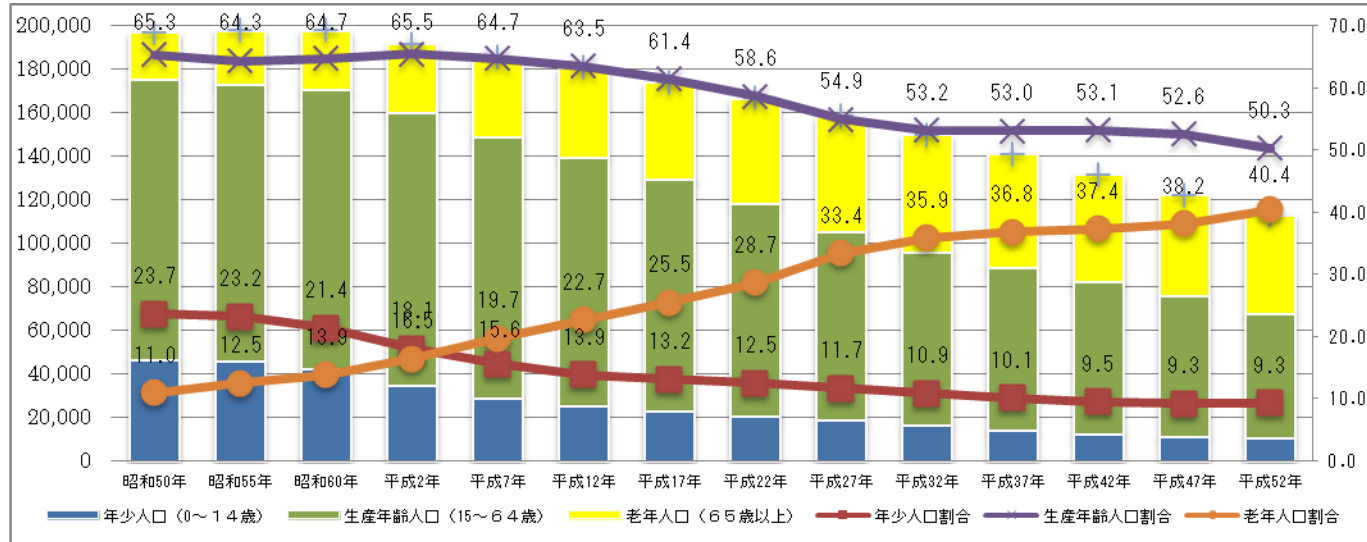
今治市公共施設等総合管理計画（概要版）

【今治市の現状】

○人口の状況

本市の人口は、昭和 55 年の 197,818 人をピークに減少が続き、平成 22 年には 166,532 人となり、30 年間で約 3 万人減少しています。また、少子化の進展により国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、平成 52 年には 113,071 人になると推計されています。**(30 年後に約 32% 減少)**

人口の推移と将来推計（年齢 3 区分別）（単位：人、%）

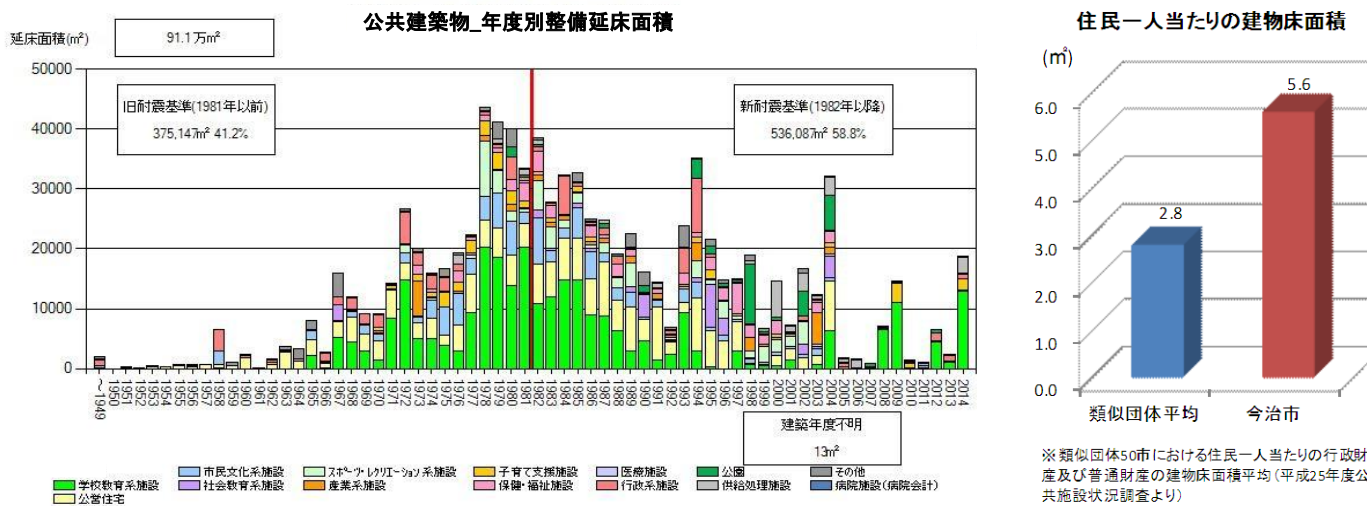


○財政の状況

平成 17 年に 12 市町村が合併して誕生した本市は、財政力の低い団体が広域合併を行ったため、地方交付税が多く、歳入総額に占める割合は 3 割を超えていますが、平成 27 年度から段階的に削減され平成 32 年度からは特例措置が無くなります。また、合併に伴い必要となったごみ処理施設をはじめとする統合施設の整備や、学校の耐震化、国体施設の整備など建設事業が増加しており、しばらくの間、市債の償還額が増加する見込みです。そのほか、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の進展による社会保障費の増加など、厳しい財政状況が見込まれており、行財政改革を進めていかななくてはならない状況にあります。

○公共施設等の現状

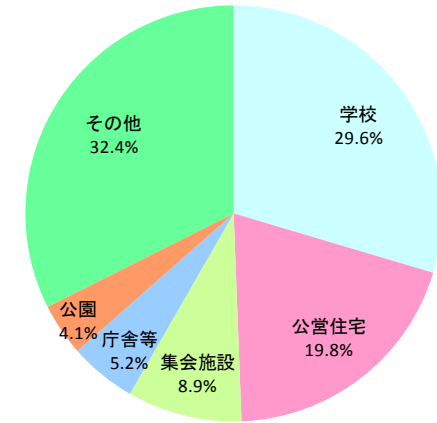
広域合併によって誕生した本市には、重複する施設が多く、住民一人当たりの公共施設の面積は、他市と比べ約 2 倍となっています。また、公共建築物の多くが、高度経済成長期の昭和 40 年頃から昭和 50 年代に整備され、**築 30 年以上が経過した建物の延床面積は 47.4 万㎡で、全体の 52% を占め、今後 10 年で、更に 22.0 万㎡が築 30 年を経過（全体の 76%）**することとなり、今後、建替えや大規模修繕が必要な建築物の増加が見込まれています。



※公共施設等：公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する構築物その他の工作物をいう。具体的には公共施設（公共建築物）のほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上下水道など）等を含む包括的概念である。

公共建築物

施設数 1,220 延床面積 91 万㎡
施設類型別建物延床面積割合



インフラ資産

種別	区分	数量
道路	道路延長	1,564km
	橋りょう	1,448橋
河川	準用河川	11河川
	河川延長	12 km
公園施設	都市公園・その他公園	193箇所
港湾	外郭施設	62km
	農道	2,387km
	農用ため池	864箇所
漁港	外郭施設	41km
	管路延長	1,846km
下水道	管路延長（公共・特環・農集・漁集・コミプラ）	1,130km

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

【更新費用の推計】 ※公共建築物、インフラ資産（道路・橋梁・上下水道）の実績及び推計

本市が保有する公共施設等の更新費用の推計を、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトで試算した結果、今後 40 年間で 7,902 億円（**年平均 198 億円**）かかることがわかりました。本市の投資的経費の直近 5 か年の平均が約 97 億円であることから、現在保有する施設をそのまま更新すると、**年間で約 101 億円不足**することになり、大幅な財源不足が見込まれます。**【公共建築物：100 億円/年、インフラ資産（道路・橋梁・上下水道）：98 億円/年】**

【管理に関する基本的な考え方】

人口減少、少子高齢化、普通交付税の逓減及び公共施設等更新費用の増大など、本市の公共施設等を取り巻く厳しい環境に対応するため、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

○公共建築物

- ①長期的な視点から、公共建築物の総量を縮減
- ②原則、新規整備を行わない。
- ③更新の適否や時期を検討し、財政負担を平準化
- ④施設の集約化・複合化を行い、総量を縮減
- ⑤維持管理コストの低減・余剰資産の売却
- ⑥ニーズや利用状況を考慮した有効活用を推進
- ⑦計画的な予防保全による施設の長寿命化

○インフラ資産

- ①インフラ資産の特性や重要性に応じた計画的な維持管理の実施
- ②新たな維持管理に係る技術の導入
- ③大規模災害に備えた耐震化等の取組
- ④長寿命化計画の策定
- ⑤事後保全的な管理から、予防保全的な管理への転換を図り、ライフサイクルコストを縮減

【計画期間及び取組目標】（計画期間：平成 28 年度～平成 47 年度（20 年間））

「全ての公共建築物の更新等を賄う財源をねん出できない。」「総人口が今後 20 年間で約 23% 減少する。」以上のことから、【管理に関する基本的な考え方】に基づき、下記の目標を設定します。

公共建築物の総延床面積を 20 年間で 20% 削減

【推進体制及び計画のフォローアップ】

総資産量を把握するため、全体（組織・情報等）を一元管理します。

本計画の検証、見直しについては、公共施設等の住民ニーズの変化や社会情勢の変化に注視しながら、各公共施設等の取組に応じて計画期間中に実施を行います。（原則、5 年ごとの見直し、10 年ごとの改訂）